

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社トリム
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 立岡 昭夫
  - (3) 所在地：滋賀県甲賀市土山町北土山1520番地2
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）  
平成30年 4月16日認定「認1708008916」「認1708008917」「認1708008918」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和3年1月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から技能実習指導員を選任していなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。